

平成29年度 市の組織

問 人事課 ☎(25) 8525

議 会 議会事務局 ☎(25)8140

市長部局

政策部

- 秘書課 ☎(25)8000
- 企画広報課 ☎(25)8114
- 総合戦略課 ☎(25)8114
- 情報統計課 ☎(25)8527
- 危機管理局
- 防災課 ☎(25)8133
- 原子力防災対策室 ☎(25)8133

総務部

- 総務課 ☎(25)8000
- 人事課 ☎(25)8525
- 契約検査課 ☎(25)8501
- 税務課 ☎(25)8116
- 納税課 ☎(25)8522
- 行財政改革推進局
- 行財政改革課 ☎(25)8013
- 財政課 ☎(25)8111
- 財産管理課 ☎(25)8112

市民生活部

- 市民協働課 ☎(25)8526
- 定住推進室 ☎(25)8526
- 市民課 ☎(25)8018
- 生活相談課 ☎(25)8125
- 人権施策課 ☎(25)8524
- 地域振興局
- 新旭振興室 ☎(25)8526
- マキノ支所 ☎(27)1121
- 今津支所 ☎(22)2551
- 朽木支所 ☎(38)2331
- 安曇川支所 ☎(32)1131
- 高島支所 ☎(36)1121

環境部

- 環境政策課 ☎(25)8104
- 斎場 ☎(22)4740
- ごみ減量対策課 ☎(25)8123
- 衛生センター ☎(22)2725
- 環境センター ☎(24)0031

健康福祉部

- 社会福祉課 ☎(25)8120
- 福祉給付金推進室 ☎(25)8009
- 障がい福祉課 ☎(25)8516
- 健康推進課 ☎(25)8078
- 保険年金課 ☎(25)8137
- 地域包括支援課 ☎(25)8150
- 長寿介護課 ☎(25)8029
- 訪問看護ステーション ☎(36)8111
- 陽光の里 ☎(36)1220

子ども未来部

- 子育て支援課 ☎(25)8136
- マキノ東こども園
- マキノ西こども園
- 今津東保育園
- 朽木こども園
- 古賀保育園
- 高島こども園
- 大師山さくら園
- 静里なのはな園
- カンガルー教室
- マキノ児童館
- 子ども家庭相談課 ☎(25)8517

農林水産部

- 農業政策課 ☎(25)8511
- 農村整備課 ☎(25)8529
- 森林水産課 ☎(25)8512

商工観光部

- 商工振興課 ☎(25)8514
- 観光振興課 ☎(25)8040

都市建設部

- ※都市建設部は市役所別館にあります。
- 土木課 ☎(22)2001
- 国土事業対策室 ☎(22)2001
- 都市計画課 ☎(22)0904
- 交通政策課 ☎(22)0058
- 上下水道課
- (水道) ☎(22)9037
- (下水道) ☎(22)9011
- (お客様センター) ☎(22)9133

会計管理者

- 会計課 ☎(25)8118

消防本部

- 消防総務課 ☎(22)5401
- 予防課 ☎(22)5403
- 警防課 ☎(22)5402
- 通信指令課 ☎(22)1234
- 北部消防署 ☎(22)5404
- 朽木分遣所 ☎(38)2100
- マキノ救急分遣所 ☎(28)0119
- 南部消防署 ☎(32)1212

教育委員会

教育委員会事務局

教育総務部

- 教育総務課 ☎(32)1132
- 社会教育課 ☎(32)4457
- マキノ公民館 ☎(27)1131
- 今津公民館 ☎(22)2249
- 朽木公民館 ☎(38)2324
- 安曇川公民館 ☎(32)0003
- 高島公民館 ☎(36)0219
- 新旭公民館 ☎(25)5500
- 中江藤樹記念館 ☎(32)0330
- 学校給食課 ☎(32)1716
- マキノ学校給食センター ☎(27)0360
- 今津学校給食センター ☎(22)2091
- 安曇川学校給食センター ☎(32)0072
- 新旭学校給食センター ☎(25)7080
- 文化財課 ☎(32)4467
- マキノ資料館 ☎(27)1484
- 朽木資料館 ☎(38)2339
- 高島歴史民俗資料館 ☎(36)1553
- 市民スポーツ課 ☎(32)4459
- 図書館
- マキノ図書館 ☎(27)0350
- 今津図書館 ☎(22)3827
- 新旭図書室 ☎(25)2811
- 朽木図書サロン ☎(38)2324
- 安曇川図書館 ☎(32)4711
- 高島図書室 ☎(36)2160
- 高島市民会館 ☎(22)1764
- 藤樹の里文化芸術会館 ☎(32)2461
- ガリバーホール ☎(36)0219

教育指導部

- 学校教育課
- 学事担当 ☎(32)4473
- 指導担当 ☎(32)4471
- 教育相談・課題対応室 ☎(32)4406
- 教育研究所 ☎(32)4482
- 小学校・中学校
- 青少年課 ☎(32)4458
- 少年センター・あすくる高島

高島市民病院

☎(36)0220 (代表)
☎(36)8077 (外来予約専用)

- 診療部
- 医療技術部
- 看護部
- 地域医療サービス部
- 地域医療連携室
- 健診室
- 医療安全部
- 医療安全推進室
- 事務部
- 経営統括課
- 病院総務課
- 医事課

選挙管理委員会

●事務局 ☎(25)8000

監査委員

●事務局 ☎(25)8000

公平委員会

●事務局 ☎(25)8000

農業委員会

●事務局 ☎(25)8513

固定資産評価審査委員会

●事務局 ☎(25)8000

point 1 総合防災局を「危機管理局」に名称変更

平成28年度は、熊本地震の発生などこれまでに経験したことがない災害により、危機管理に対して、その重要性を再認識させられる年でした。そこで、これまでの「総合防災局」を「危機管理局」に変更し、積極的に危機管理対策に取り組みます。

point 2 行財政改革推進局に「行財政改革課」を設置

確かな行財政基盤を確立し、効率的で効果的な行政運営を実行するため、行財政改革推進局内で統括的な役割を担う課として「行財政改革課」を設置し、「財政課」と「財産管理課」とともに行財政改革を強力に進めます。

point 3 市民生活部に「地域振興局」を設置

地域住民に最も身近な窓口として、市内には5つの支所がありますが、今後一層の地域振興を進めていくためには、支所間連携をはじめ、総合的な調整機能を持つ部署が必要であることから、「地域振興局」を設置します。

point 4 健康福祉部子ども局を「子ども未来部」に格上げ

将来を担う子どもたちの健全育成を本市の最重要施策の一つに位置付け、着実に各種政策が展開できるように健康福祉部子ども局を「子ども未来部」に格上げし、市民の皆さんにとってわかりやすい行政機構とします。

point 5 土木上下水道部を「都市建設部」に名称変更

琵琶湖を含めると県下一面積が広い本市において、道路や橋りょう、消雪設備、上下水道等のインフラ整備は、市民生活だけでなく本市を訪れる人々のためにも重要な事業です。そこで土木上下水道部を「都市建設部」に改称し、快適なまちづくりに努めます。

琵琶湖周航の歌誕生100周年記念式典を開催します

☎ 観光振興課 ☎ (25) 8040

大正6年6月28日に今津で誕生した「琵琶湖周航の歌」。この歌の100周年を祝い、次世代に歌い継いでいくための記念式典を滋賀県との共催で開催します。ぜひご参加ください。



【琵琶湖周航の歌 100周年記念式典】

▶日時 6月24日(土)

【第1部】 13時～

(場所) 高島市民会館

講演会、琵琶湖周航の歌の合唱等

【第2部】 15時15分～

(場所) 琵琶湖汽船ピアンカ(今津港発着)

船上ミニコンサート、ワークショップ等

▶料金 無料

▶申込方法 メール、ファックス

(5月上旬から開始予定)

▶問い合わせ先

文化フェスティバル事業実行委員会

☎077(523)7146

☎077(523)7147

臨時福祉給付金(経済対策分)のお知らせ

☎ 社会福祉課 福祉給付金推進室 ☎ (25) 8009

平成26年4月の消費税率の引上げによる影響を緩和するため、所得の少ない方を対象に臨時福祉給付金(経済対策分)を支給します。

支給対象者がおられる世帯には、4月下旬にお知らせの文書と申請書を郵送しています。お知らせの内容をご確認いただき、申請書に必要事項を記入し押印のうえ、平成29年8月21日(月)までに提出してください。

●支給対象者(※平成28年度臨時福祉給付金(3千円)の支給対象者と同じです。)

対象者となる方は、原則として、次の①と②に該当する方となります。

①平成28年1月1日時点で高島市の住民基本台帳に登録されている方

②平成28年度の住民税(均等割)が課税されていない方

※ただし、以下の方は除きます。

- ・平成28年度の住民税(均等割)が課税されている方の扶養親族など
- ・生活保護制度内で対応される被保護者など

●支給額

支給対象者1人につき1万5千円

●申請期限

8月21日(月)【消印有効】

●申請方法

原則として、申請書に同封している返信用封筒により郵送

●添付書類

平成28年度臨時福祉給付金(3千円)を申請・受給された方は、添付書類等が不要場合があります。詳しくは、申請書と一緒に郵送してあります。お知らせをご確認ください。

平成29年度から

保育料の保護者負担の軽減を拡大します!

☎ 子育て支援課 ☎ (25) 8136

●第2子の利用者負担額(保育料)を完全無料化!

全国の方々からご寄付をいただいたふるさと納税を活用し、平成28年度は利用者負担額(保育料)の国・県の多子軽減制度に加え、すべての多子世帯を対象に第2子半額、第3子以降の完全無料化の市独自施策を実施しました。

平成29年度はふるさと納税を活用し、更なる子育て支援を充実するため、すべての多子世帯を対象に第2子以降の完全無料化を実施します。

平成29年度からの多子世帯の利用者負担額(保育料)軽減内容

保護者と生計が同一の子どものうち、

平成28年度 平成29年度

第2子 保育料半額 ⇒ 保育料無料

第3子以降 保育料無料

●年収約360万円未満相当世帯の第1子の負担軽減を拡大!

年収約360万円未満(市町村民税所得割額77,100円以下)世帯への利用者負担額(保育料)の軽減措置を拡充し、次の世帯の保育料を軽減を拡大します。

- ①ひとり親・在宅障がい者(児)のいる世帯等
1号認定(幼稚園・認定こども園の幼稚園部)
2・3号認定(保育園・認定こども園の保育園部)

保育料を平成28年度の半額に軽減します

- ②その他の世帯(①以外の世帯)
1号認定(幼稚園・認定こども園の幼稚園部)

平成28年度の保育料から1,000円を引き下げます

3月 補正予算の概要

☎ 財政課 ☎ (25) 8111

平成28年度3月補正予算が、3月議会で可決されました。今回の補正予算の概要は次のとおりです。

●歳入歳出補正予算

区分	補正額	補正後の額
一般会計	▲3億2,461万円	305億9,400万円
特別会計	▲5億8,979万円	159億3,596万円
事業会計	▲8,170万円	81億4,685万円
予算総計	▲9億9,610万円	546億7,681万円

※1万円未満を四捨五入

●主な事業

3,391万円

▶マキノピックランド周辺リニューアル事業

ビワイチの市内周遊ルートの拠点のとして、マキノピックランドのセンターハウスジェラートコーナーを屋内カフェとしてグレードアップ改修を行い、サイクリストの誘客促進、滞在時間の延長、消費拡大につなげます。

971万円

▶ビワイチ拠点施設整備事業

ビワイチによる滞在型観光を推進する拠点として、道の駅「藤樹の里あどがわ」の売り場スペース増設工事を行います。

1億3,829万円

▶社会体育施設天井等落下防止対策事業

施設利用者へ安全かつ快適な利用環境を提供するため、今津勤労者体育センターの吊天井改修工事と今津上体育館の耐震補強改修工事を行います。

わたし流、
ヤンかしまの暮らし。

「深い決意と意思表示が必要」

高島ワニカフェ 岡野 将広

妻の田舎である高島に移住することを決めてから、準備に7年かかったものの「地域の交流の場」を目指したカフェを作ることができました。

お店の食材は、わざわざ生産者から直接いただくスタイルで「コミュニケーションを密に取りながら、地域の人と関わりが強く持てる環境づくり」を実践してきました。

たかしまへ移住（I・J・Uターン）された方に、高島の暮らしで感じることをお伝えいただくコーナーです。

高島に来て4年、まだまだ知らないことが多い土地ですが、地域で連携して生きていくことの意味は次第に深まっていると感じています。高島での暮らしは、不便で閉塞的な部分もありますが、こうしてゆっくり時間をかけて学び成長しながら、その土地に溶け込み、温かい気持ちで生きていくことができます。大きな魅力のひとつだと思っています。



☎ 市民協働課（定住推進室） ☎ (25) 8526

若者定住促進のための
住宅確保の支援制度をご紹介します

若者が暮らしやすい住まい環境をつくるための支援制度が充実しています。

1 定住住宅取得補助事業

【対象となる方】

平成29年1月1日時点の住宅の所有者（納税義務者）で次のいずれかに該当する方

- ①市内に定住される40歳未満の方
- ②小学校6年生までの子を扶養し、同居する方

【対象となる住宅】

市内業者が建築または販売する新築住宅（床面積50㎡以上280㎡以下）

【補助金の額など】

固定資産税相当額（限度額5万円/年）を補助、地域通貨アイカで5年間支援
※平成26年1月1日以前に新築され、または購入された住宅は、固定資産税相当額の1/2を補助（限度額は同じ）

2 定住住宅リフォーム補助事業

【対象となる方】

- ①市内へ移住・Uターンしようとする方または転入後3年を経過しない方
- ②市内にお住まいの40歳未満の方
- ③市内にお住まいの小学校6年生までの子を扶養し、同居する方

※②③は、市内賃貸住宅等の居住者で実家に戻り定住する方または婚姻により実家に定住する方に限ります。

【対象となる住宅】

上記①は、定住するために購入した中古住宅また

は所有する住宅
上記②③は、相続・贈与によって取得する実家

【対象となる工事】

市内業者が請け負う50万円以上のリフォーム工事

【補助金の額など】

補助率は最高1/4、限度額は最高50万円で、地域通貨アイカにより5年分割均等払い。
※年齢によって補助率が異なります。詳細はお問い合わせください。

3 空き家リフォーム補助事業

【対象となる方】

- ①借り手が決まった空き家の所有者
- ②空き家紹介システム登録物件（賃貸）の所有者

【対象となる工事】

市内業者が請け負う50万円以上のリフォーム工事

【補助金の額など】

補助率は1/4、限度額は50万円で、地域通貨アイカにより5年分割均等払い。
※適用要件などがありますので、制度について詳しくはお問い合わせください。



相談は、お気軽にどうぞ！

☎ 市民協働課（定住推進室） ☎ (25) 8526

助成券を交付しています

タクシー・バス、ガソリン

介護保険要介護・要支援認定を受けている方や75歳以上でひとり暮らしの方、障害者手帳の交付を受けている方などの外出を支援するために、タクシー・バス利用助成券やガソリン助成券を交付しています。

▼対象者

市内にお住まいで、**市民税が非課税の世帯**の方のうち、次に該当する方

- ①介護保険要介護・要支援認定者
- ②満75歳以上でひとり暮らしの方
- ③満70歳以上の方のみの世帯およびこれに準じる世帯で生活する満75歳以上の方
- ④身体障害者手帳所持者のうち肢体不自由1級・2級、視覚障がい1級・2級、呼吸器機能障がい1級の方・療育手帳所持者のうちA1・A2判定の方
- ⑤身体障害者手帳所持者のうち1級・2級（前記④に該当する方以外）の方または肢体不自由3級の方・精神障害者保健福祉手帳所持者のうち1級・2級の方

▼助成額など

《タクシー・バス利用助成券》

- 対象者のうち①～⑤の方 ……月額1,000円分

《ガソリン助成券》

- 対象者のうち④の方 ……月額1,000円分
- 対象者のうち⑤の方 ……月額750円分

※④、⑤の方は「タクシー・バス利用助成券」または「ガソリン助成券」のうちどちらかを選んでいただきます。

▼申請の方法

- ・対象になる方は印鑑をお持ちのうえ、長寿介護課、障がい福祉課または各支所（今津地域は今津保健センター）で申請してください。
- ・障害者手帳をお持ちの方は、手帳の提示をお願いします。

▼その他

年度途中での助成券、助成額の変更はできません。

介護用品

寝たきりや認知症、心身の障がいなどにより、常時介護用品を在宅で使用している方に、介護用品の購入に使える助成券を交付しています。

▼助成券交付額

市内にお住まいの在宅で常時介護用品を使用されている方で、次に該当する方

- ①市民税非課税世帯で要介護4、5相当の方 ……月額5,000円
- ②3歳以上20歳未満で障害者手帳の交付を受けている方等 ……月額5,000円
- ③市民税非課税世帯で要支援1～要介護3相当の方および、②以外の障害者手帳交付を受けている方 ……月額3,000円

▼助成券で購入できる介護用品

介護用紙おむつ、尿とりパット、清拭剤、ドライシャンプー、おしり拭き、介護シート、使い捨て手袋、リハビリパンツ
※助成券は、市内の協力店でのみお使いいただけます。

▼申請の方法

民生委員、市保健師または居宅介護支援事業所等から申請書の所定の欄に確認を受け、長寿介護課、障がい福祉課または各支所（今津地域は今津保健センター）で申請してください。



市民税課税状況は、4月～6月の申請分は平成28年度、7月以降の申請分は平成29年度の世帯課税状況で判断します。申請のあった月分から交付します。

☎ ①③・④⑤に該当する方 ……長寿介護課 ☎ (25) 8029
☎ ②③・④⑤に該当する方 ……障がい福祉課 ☎ (25) 8516